

令和7年11月19日

公益社団法人北海道農産基金協会

会 員 各位

公益社団法人北海道農産基金協会

理事長 樽 井 功

令和7年度臨時総会の開催結果について
このことについて、次のとおり開催したのでお知らせ致します。

記

- | | | |
|---|------|-------------------------------|
| 1 | 開催日時 | 令和7年11月19日（水）13時30分 |
| 2 | 開催場所 | 札幌市中央区北4条西1丁目
北海道農産協会 大会議室 |
| 3 | 議 案 | 次のとおり |
| 4 | 議決結果 | 原案のとおり承認されました。 |

以 上

公益社団法人 北海道農産基金協会

定款の変更(案)について

1. 変更趣旨

- ・ J A北海道中央会が“北海道産麦生産流通安定対策事業【基金設置事業】”にて管理している31.5億円の基金について、令和8年度から、この資金の管理運用を当協会に移管します。(令和7年7月29日北海道農協畑作・青果対策本部委員会)
- ・ 当協会は、その資金運用益を活用し、生産者負担の軽減を図りながら、道産小麦の安定的生産体制構築・需要拡大を図り地域農業の振興に寄与するよう新たな事業に取り組むため定款を変更します。

2. 事業概況(別紙「小麦生産振興事業の取り組みについて」を参照)

- ・ 事業名称を“小麦生産振興事業”とし、令和8年度より取り組みます。
- ・ 主な事業内容は、「研究開発支援事業」と「付加価値向上事業」です。
- ・ 研究開発支援事業について、道産小麦の研究開発について支援金を支給するもので、支援先については公募・審査の上決定します。
- ・ 付加価値向上事業について、北海道産麦コンソーシアムが取り組むHOKKAIDO STARプロジェクトに参画します。
- ・ 両事業とも、現在、J A北海道中央会が行っている北海道産麦生産流通安定対策事業の一部を継承するものです。

3. 定款変更新旧対照表

別紙のとおり

4. 改定時期

令和7年11月19日

5. 附帯決議事項

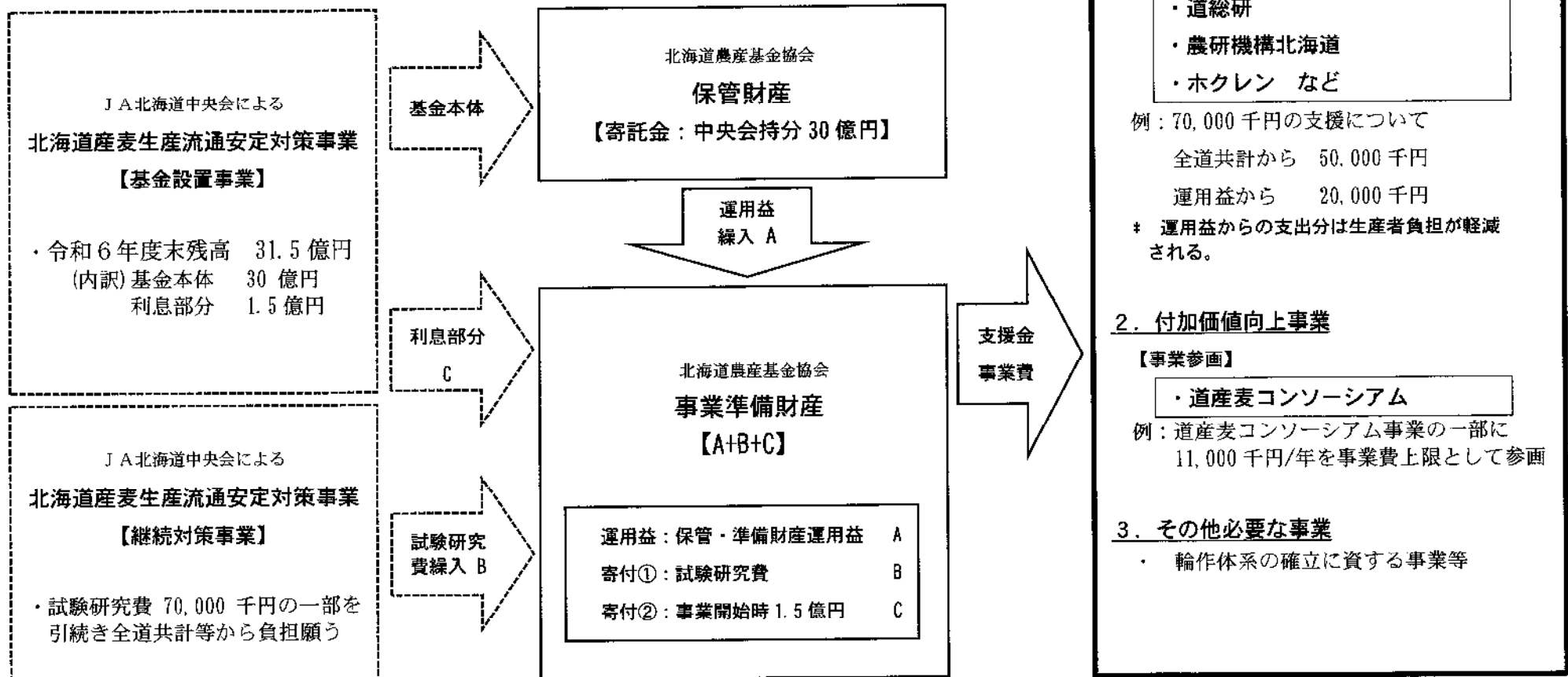
この一部改正について、字句等の修正を必要とする場合は、基本事項を損なわない範囲内で修正することを理事長に一任する。

小麦生産振興事業の取り組みについて(案)

要 旨

J A北海道中央会が“北海道産麦生産流通安定対策事業【基金設置事業】”にて管理している31.5億円の基金について、令和8年度から、この資金の管理運用を当協会に移管します。

当協会は、その運用益を活用し、生産者負担の軽減を図りながら、北海道小麦の安定的生産体制構築・需要拡大を図り地域農業の振興に寄与するよう新たな事業に取り組みます。



定款変更新旧対照表 (案)

変 更 後	現 行
(目 的) 第3条 協会は、北海道農業において重要な地位を占める豆類、馬鈴しょ及び馬鈴しょでん粉、<u>小麦</u>、野菜及び果実（以下「青果物」という。）、その他農産物につき、その生産、価格及び経営の安定のための事業を行い、もって農業の健全な発展と国民食生活の改善に資することを目的とする。 (事 業) 第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 豆類の価格の安定を図るために必要な措置を講ずること (2) 豆類の供給の安定、流通の円滑化及び消費の啓発を図ること (3) 馬鈴しょでん粉の供給の安定を図るために必要な措置を講ずること (4) 馬鈴しょ及び馬鈴しょでん粉の生産の安定、流通の円滑化及び消費の啓発を図ること (5) <u>小麦の生産と供給の安定を図るために必要な措置を講ずること</u> (6) <u>小麦の付加価値向上及び消費の啓発を図ること</u> (7) 野菜の価格安定及び安定出荷に関する補給金の交付等 (8) 青果物の需給調整・消費者への情報提供等に関する交付金の交付等 (9) 果実生産の経営改善・生産振興に関する支援対策の実施 (10) 前各号に規定する事項に関する調査及び研究を行うこと (11) その他協会の目的を達成するために必要な事業	(目 的) 第3条 協会は、北海道農業において重要な地位を占める豆類、馬鈴しょ及び馬鈴しょでん粉、野菜及び果実（以下「青果物」という。）、その他農産物につき、その生産、価格及び経営の安定のための事業を行い、もって農業の健全な発展と国民食生活の改善に資することを目的とする。 (事 業) 第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 豆類の価格の安定を図るために必要な措置を講ずること (2) 豆類の供給の安定、流通の円滑化及び消費の啓発を図ること (3) 馬鈴しょでん粉の供給の安定を図るために必要な措置を講ずること (4) 馬鈴しょ及び馬鈴しょでん粉の生産の安定、流通の円滑化及び消費の啓発を図ること (5) 野菜の価格安定及び安定出荷に関する補給金の交付等 (6) 青果物の需給調整・消費者への情報提供等に関する交付金の交付等 (7) 果実生産の経営改善・生産振興に関する支援対策の実施 (8) 前各号に規定する事項に関する調査及び研究を行うこと (9) その他協会の目的を達成するために必要な事業

変 更 後	現 行
(協会の構成員) 第5条 協会は、協会の事業に賛同する団体であつて、次条の規定によりこの協会の会員となつた者をもつて構成する。 2 前項の会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。 3 協会の会員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 豆類、馬鈴しょ及び馬鈴しょでん粉、<u>小麦</u>、青果物、その他の農産物の生産者がその直接又は間接の構成員の全部又は一部となっている農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会 (2) 地方公共団体 (3) 豆類、馬鈴しょ及び馬鈴しょでん粉、<u>小麦</u>、青果物、その他の農産物に関する生産振興、流通の円滑化、消費の拡大、学術の振興、食育の推進等を目的とする法人又は団体 (4) 豆類、馬鈴しょ及び馬鈴しょでん粉、<u>小麦</u>、青果物、その他の農産物の集出荷の業務を行う者（第1号に該当する者を除く。）がその直接又は間接の構成員の全部又は一部となっている法人又は団体 (5) その他協会の目的に賛同する法人又は団体 附則 1. この定款は、令和7年11月19日から施行する。	(協会の構成員) 第5条 協会は、協会の事業に賛同する団体であつて、次条の規定によりこの協会の会員となつた者をもつて構成する。 2 前項の会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。 3 協会の会員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 豆類、馬鈴しょ及び馬鈴しょでん粉、青果物、その他の農産物の生産者がその直接又は間接の構成員の全部又は一部となっている農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会 (2) 地方公共団体 (3) 豆類、馬鈴しょ及び馬鈴しょでん粉、青果物、その他の農産物に関する生産振興、流通の円滑化、消費の拡大、学術の振興、食育の推進等を目的とする法人又は団体 (4) 豆類、馬鈴しょ及び馬鈴しょでん粉、青果物、その他の農産物の集出荷の業務を行う者（第1号に該当する者を除く。）がその直接又は間接の構成員の全部又は一部となっている法人又は団体 (5) その他協会の目的に賛同する法人又は団体